

空き家対策モデル事業 Q&A

Q	A
<p>提案した事業が採択された場合、申請した費用の全てが補助対象となるのでしょうか。</p>	<p>評価委員会等での評価結果を踏まえ、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定します。そのため、提案事業が選定された場合であっても、補助要望額の全額が補助されるとは限りません。</p>
<p>対象となる空き家が違反建築物の場合、本事業で改修工事又は除却工事を行うことにより、違反が解消されることを前提に、応募することはできますか。</p>	<p>応募は可能ですが、違反がある場合は、事業完了時まで当該箇所の違反を是正の上、報告していただく必要があります。また、この場合、違反部分に係る費用は補助対象外です。</p>
<p>複数の空き家についてまとめて同一年度内に改修工事や除却工事等を行う場合、それぞれの工事について提案は可能でしょうか。</p>	<p>提案は可能です。1つの工事に対して1つ提案としてください。</p>
<p>国や地方公共団体の他の補助金と併用することはできますか。</p>	<p>国からの他の補助金を、同じ内容で重複して受けることはできません。地方公共団体が交付する補助金については国費が含まれていない場合は、併用可能です。国費が含まれているかどうかは地方公共団体に確認してください。</p>
<p>ソフト・ハード一体型で、ソフト的な取組を実施する事業者と、改修・除却工事を実施する主体が異なっても、改修・除却工事の補助を受けることは可能ですか。</p>	<p>可能です。ただし、改修・除却工事がソフトの取組成果を活用するものであることを、ソフト的な取組を実施した事業者が確認することが必要です。</p>
<p>単年度内に調査検討等及び改修工事等を予定していますが、同時に申し込むことは可能でしょうか。</p>	<p>一定の要件を満たす場合、ソフト提案部門のソフト・ハード一体型で応募が可能です。詳細については、募集要領2.(2)をご参照ください。</p>
<p>空き家について改修工事を行うか除却工事等かが決まっていない状況で、協議体による検討を行うことを予定していますが、応募はできますか。</p>	<p>一定の要件を満たす場合、ソフト提案部門のソフト・ハード型で応募が可能です。詳細については募集要領2.(2)をご参照ください。</p>
<p>事業費やスケジュールは、応募時点の予定を記載すればよいですか。</p>	<p>事業費やスケジュールは、応募時点のものを記載していただいて構いません。</p>
<p>設計と工事をハード提案部門で申請予定ですが、設計が完了しないと工事費・工期は確定しません。その場合、ハード提案部門の補助対象事業費はどのように記載すればよいのでしょうか。</p>	<p>応募の段階では、概算事業費と予定事業実施期間を記載してください。なお、採択後に計画が変更となる場合は、あらかじめ事務事業・評価事業者の承認を得る必要があります。また、やむを得ない事情により補助事業が予定の期間内に完了しない場合は速やかに事務事業・評価事業者へ報告し、その指示に従ってください。</p>
<p>空き家の減築（一部除却）と改修工事を併せて行う場合、それぞれの工事について提案する必要がありますでしょうか。</p>	<p>1棟の空き家に対して減築（一部除却）と改修を行う場合は1つの提案としてください。</p>

Q	A
<p>空き家の改修工事に合わせて一部増築を行う場合、増築部分は補助対象になりますか。</p>	<p>原則、増築部分に係る工事費及び設計費については補助対象外となります。</p>
<p>応募時は改修工事等を行う予定がなく工事費を計上していませんでしたが、交付申請時に施設整備費を計上することは可能でしょうか。</p>	<p>応募時にソフト事業として提案して採択された場合、その後、ハード事業を伴う事業として交付申請することはできません。したがって、工事費の計上は認められません。</p>